

震災で被災された方へ

■被災者住宅再建資金利子補給事業の期限延長

対象者 次の条件を全て満たす方

①罹災していることの証明を市町村の長から受けた住宅を自己または親族が所有する方で、震災発生時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた方

②被災住宅に代わる住宅の建設または購入を市内で行う方および市内の被災住宅の補修を行う方

③平成 23 年 3 月 11 日被災を受けて、平成 26 年 3 月 31 日までに融資の実行を受けた方

借入金の使途等 被災住宅に代わる住宅の建設若しくは購入または被災住宅の補修および被災住宅に代わる住宅の新築または購入に必要な土地資金(土地のみの購入資金は除く。)

利子補給対象となる借入金の最低額と最高額

100万円以上500万円以下

※借入額が100万円未満の場合および借入額のうち500万円を超える部分は利子補給を行いません。

利子補給率 市は2%以内

利子が利子補給率に相当する額を下回った場合は、支払った利子の額。1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

利子補給対象額 金融機関からの借入金償還残高

利子補給期間 借入金に係る利子の支払い開始日から5年間

ただし、無利子期間又は利子支払いの猶予期間等がある場合は、当該期間も含め5年間です。

申込期間 金融機関に融資の申し込みを行った日から原則1ヶ月以内

問 都市整備課 ☎(80)1192



「山武市復旧・復興計画」を策定しました

市では、東日本大震災からの復旧・復興に向けた将来のまちづくりの基本的な姿勢や取り組みを示すものとして、「山武市復旧・復興計画」を策定しました。

本計画は「新しい時代の地域社会の創造」をスローガンに、被災者支援、地域経済の復興、災害に強い都市基盤の整備、災害に強い地域づくりと4つの基本目標を掲げ、

市民生活や産業の再建等の一体的な復興に取り組みものです。

市ホームページに掲載しているほか、市役所2階企画政策課、各出張所、各図書館でも閲覧できますのでご覧ください。

問 企画政策課 ☎(80)1132

東日本大震災 災害記録写真・映像等の募集

3月11日に起こった東日本大震災で被害に遭った山武市の状況を後世に残すため、被害状況や復興

に関する写真・映像等を募集します。

また、災害記録集への掲載や、防災教育、防災対策の資料として活用します。ご協力いただける方は、次の方法でご提供願います。

提供方法 同意事項を確認のうえ、同意書(市民広報係、各出張所に設置。HPからもダウンロードできます)を添付して、次の方法で提供ください。

① 写真：CD等の電子媒体に複製し、市民広報係へ持参または郵送、もしくはメールに添付

② 映像や音声：DVD等に複製

し、持参または郵送

※提出いただいたものは、返却しません。

※撮影場所・時間が分かるように記入してください。

※メールの場合は、件名を「山武市災害写真の提供」と記入ください。

※1件当たりのメール送信容量を5MB以下としてください。

問 市民自治支援課市民広報係

☎(80)0152
〒289-1392
山武市殿台296番地

☒ katsudoshien@city.sammu.lg.jp